

## 船橋市温泉指導要綱

(温泉の利用の許可の申請)

第1条 温泉法（以下「法」という。）第15条第1項の申請をしようとする者は、温泉利用許可申請書（温泉法施行細則（以下「細則」という。）第1号様式）に、温泉法施行規則（以下「省令」という。）及び細則に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を添えて、船橋市保健所長（以下「保健所長」という。）に提出するものとする。

- (1) 温泉を公共の飲用に供する施設にあっては、源泉から温泉を公共の飲用に供する場所までの引湯設備の構造を示す図面
- (2) 温泉を公共の飲用に供する場合にあっては、別表第1に定める温泉飲用許容量の各項目について源泉の分析成績書の写し、及び飲泉所（温泉を公共の飲用に供する場所をいう。以下同じ。）における温泉について、別表第2に定める温泉飲用利用水質管理基準に定める各項目の検査成績書（1か月以内のもの）の写し

2 前項に定めるもののほか、保健所長が温泉法の施行上必要と認める書類

(温泉利用許可書の掲示)

第2条 温泉の利用の許可を受けた者は、許可書を当該施設の見やすい場所に掲示するものとする。

(成分等の内容の掲示)

第3条 法第18条第1項の規定に基づく温泉の成分等の掲示は、保健所長の決定（別記第1号様式）を受けた後でなければ行ってはならないものとする。

(飲用施設管理責任者)

第4条 温泉飲用の許可を受けた者は、供用を開始する前に飲用施設管理責任者を選任し、飲用施設管理責任者届（別記第2号様式）を保健所長に提出するものとする。

2 飲用施設管理責任者は、別表第3に定める温泉飲用利用施設管理基準に従い、飲用施設を管理するものとする。

(定期水質検査)

第5条 温泉飲用の許可を受けた者は、10年以内に1回、源泉において別表第1の温泉飲用許容量に掲げる各項目について確認するものものとする。

2 温泉飲用の許可を受けた者は、毎年1回以上定期的に、飲泉所において別表第2に定める温泉飲用利用水質管理基準に掲げる各項目について確認するものとする。なお、希釈水に水道水以外の水を使用している場合には、当該希釈水について水道法の水質基準(11

項目) に適合していることを確認するものとする。

- 3 温泉飲用の許可を受けた者は、毎日、臭気、味、色、濁りに異常がないかを目視により検査を行うものとする。

(臨時の水質検査)

第6条 温泉飲用の許可を受けた者は、地震、大雨等水質に影響を与える恐れのある事態が発生したときは、別表第1の温泉飲用許容量に掲げる各項目について確認を行うものとする。

- 2 温泉飲用の許可を受けた者は、飲用施設に関する工事又は清掃等を実施したときは、飲泉所の温泉水について別表第2に定める温泉飲用利用水質管理基準に掲げる各項目について検査を実施するものとする。

(温泉利用変更届)

第7条 温泉利用変更届(細則第13号様式)の届出にあたっては、変更前及び変更後が確認できる図面等を添付するものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

## 別表第 1

## 温泉飲用許容量

項目	許容量
ひ素	総摂取量として、1 日につき 0.1 mg 以下であること。
銅	総摂取量として、1 日につき 2 mg 以下であること。
ふっ素	総摂取量として、1 日につき 1.6 mg 以下であること。
鉛	総摂取量として、1 日につき 0.2 mg 以下であること。
水銀	総摂取量として、1 日につき 0.001 mg 以下であること。
遊離炭酸	総摂取量として、1 回につき 1、000 mg 以下であること。
<p>1 15 歳以下の者については、原則的には飲用を避けること。ただし、専門的知識を有する医師の指導を受ける飲泉については例外とすること。</p> <p>2 ふっ素については、乳幼児の飲用は避けること。</p> <p>3 ひ素については、上記許容量での長期間の飲用は避けること。長期間の飲用になる場合は、水道法飲用水質基準から、許容量を 1 日の総摂取量 0.02 mg とする。</p>	

## 別表第2

## 温泉飲用利用水質管理基準

分類	項目	基準
微生物学的項目	一般細菌	1 mL の検水で形成される集落数が 100 以下であること。
	大腸菌群	50 mL の検水で検出されないこと。
	全有機炭素 (TOC)	5 mg / L 以下であること。 (着色が認められる場合等必要に応じて、全有機炭素を検査すること。)
その他	臭気、味、色度、濁度	異常でないこと。

## 別表第3

### 温泉飲用利用施設管理基準

#### 1 源泉

- (1) 周囲は、常に清潔に保つこと。
- (2) 汚水等が浸入しないよう管理すること。

#### 2 中継槽、貯湯槽

- (1) 汚水等が浸入しないよう管理すること。
- (2) 定期的に管理し、年1回以上清掃すること。  
(清掃する際は、各種ガス中毒を防止するために、換気をおこなうなど十分な措置を講じること。)

#### 3 送(引)湯管

汚水等が浸入しないよう管理すること。

#### 4 飲泉場所及び飲泉口

- (1) 新鮮で正常な温泉が常時供給できるように管理すること。
- (2) 飲泉に用いるコップは、使い捨てにするなど衛生的なものを用いること。
- (3) 飲泉口には、飲泉口である旨の表示と、飲用許容量及びその他飲用上の注意事項を掲示しておくこと。
- (4) 飲用許容量は、次のとおり明示すること。  
温泉飲用の1回の量は一般に100~150 mL程度とし、その一日の総量はおよそ200~500 mLまでとすること。(ただし、別表第1に定める飲用許容量及び別表第2に定める水質管理基準に適合するものであること。)

例 示（指導要綱第 1 条）

## 誓 約 書

温泉法第 15 条第 2 項各号に掲げる者に該当しないことを誓約いたします。

年 月 日

船橋市保健所長 あて

住所

氏名

別記第 1 号様式（指導要綱第 3 条）

第 号  
年 月 日

様

船橋市保健所長 印

温泉法第 18 条第 4 項の規定により、 年 月 日付けで届出のあった施設の  
の掲示内容については、下記のとおり決定する。

記

- 1 浴用又は飲用の別
- 2 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の名称
- 3 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所
- 4 掲示内容
  - (1) 源泉名
  - (2) 温泉の泉質
  - (3) 源泉及び温泉を利用する場所における温泉の温度
  - (4) 温泉の成分
  - (5) 温泉の成分の分析年月日
  - (6) 登録分析機関の名称及び登録番号
  - (7) 温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由
  - (8) 温泉を加温して公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由
  - (9) 温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は、その旨（ろ過を実施している場合は、その旨を含む。）及びその理由
  - (10) 温泉に入浴剤（着色し、着香し、又は入浴の効果を高める目的で加える物質をいう。ただし、入浴する者が容易に判別することができるものを除く。）を加え、又は温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由
  - (11) 浴用又は飲用の禁忌症
  - (12) 浴用又は飲用の方法及び注意

別記第2号様式（指導要綱第4条）

飲用施設管理責任者届

年 月 日

船橋市保健所長 あて

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

下記とおり飲用施設管理責任者を選任したので、届け出ます。

記

- 1 飲用許可年月日及び許可番号
- 2 施設所在地
- 3 施設名称
- 4 飲用に供する源泉名
- 5 飲用施設管理責任者名